

設計等の業務に関する報告書 作成の手引き

平成 26 年 5 月

**(一社)富山県建築士事務所協会
電話 076-442-1135(直通)**

全体の注意事項

- 事業実績がない年度についても報告が必要です。
- 提出期限は各事務所により異なり、その年度の決算月の翌月から3ヶ月以内が期限です。例えば平成25年12月が決算の事務所は平成26年3月末までが提出期限です。
- 第一面から第五面すべての提出が必要です。各面の省略はできません。
- 提出書類に不備がある場合、再度提出を求めることがあります。
- 提出された報告書は、一般の消費者の閲覧に供されます。よって「建築士事務所の実績のPRの場」という認識で記載してください。

各様式の記載方法

(1) 〔設計等の業務に関する報告書：第一面〕

ア 事務所登録番号

「一級、二級、木造」の別を記載します。

事務所登録番号は、報告時点で有効な登録番号を記載します。

〔例： 第（5）3333号〕

イ 事務所名称

登録済みの事務所名称を記載します。

ウ 所在地、電話番号

建築士事務所の住所、電話番号を記載します。

エ 報告者

- 法人の事務所にあつては、「法人」欄（次ページ）のように、法人名と代表者氏名を記載し、代表者印（法務局登録印）を押印してください。
- 個人の事務所にあつては、「個人」欄（次ページ）のように、開設者名（事業主名）を記載し押印します（認印でも可）。

オ 事業年度

法人、個人事業主の種別、事業年度期間を記載します。

建築士法 23 条の 6 の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第 23 条 6 の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

富山県知事 殿

報告の日で 平成 21 年 3 月 31 日
す。

事務所の
登録番号は
正確に。

一級建築士事務所 富山県知事登録第（5）3333号
名 称

立山雷鳥建設株式会社 一級建築士事務所

所在地 富山市新総曲輪 1-7

電話番号 076-444-3356

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

[法人]

法人名 立山雷鳥建設株式会社

代表者氏名 代表取締役 立山 太郎

印

[個人]

開設者名 ○ ○ ○ ○

印

法人はこ
ちら

個人はこ
ちら

法人の
場合は
法務局
登録印、
個人は
認印可

事業年度（法人・個人）

1月1日 ～ 12月31日

法人、個人のどちらかに○
をつけ、事業年度期間を記
入。

(2) [建築士事務所の業務の実績：第二面]

① 記載順序

記載順序は、「記入注意」のとおり、直近のものから順次、当該年度分を記載するものとし、記入例にならって記載してください。

② 記載すべき業務範囲

ア 記載すべき業務範囲は、建築士事務所として依頼を受けた（受託の契約をした）「建築物の設計」、「工事監理」及び法第21条に定める「その他の業務」です。

○ 「建築物の設計」には、建築主から直接に設計の委託を受けた場合のほか、元請建築士事務所から、下請業務として設計の一部を行った場合（構造設計のみ、設備設計のみを受託する場合など）。

○ 「業務内容」には、工事監理のみの依頼を受けた場合は「工事監理」と、設計と併せて依頼を受けた場合は「設計及び工事監理」と記載します。

○ その他の業務」としては、①建築工事契約に関する事務、②建築工事の指導監督、③建築物に関する調査又は鑑定（耐震や腐食度合い等の診断、定期点検等）、④建築に関する手続きの代理（いわゆる代願）などがあります。

これらの「その他の業務」業務については、主要な業務（大型案件に係る業務等）のみの記載で結構です。

また「設計・工事監理」に付随して行われるこれら「その他の業務」は、主たる受託業務である「設計・工事監理」に含めて差し支えありません。

なお主たる業務のサービスとして成した業務は、記載の必要はありません。

③ 各欄の記載方法等

ア 「建築物所在地」欄

○ 建築物所在地は、設計、工事監理等をした建築物の所在地の都道府県名のみを記載します。（計画案件については、計画地の都道県名となります。）

イ 「建築物の用途」欄

○ 建築物の用途は、当該建物の建築確認申請書に記された（記される予定の）、或いは、現に供している「用途」を記載します。

ウ 「構造及び規模」欄

○ 構造及び規模は、当該建物の建築確認申請書に記された（記される予定の）、或いは、現存の建築物の構造及び規模を記載します。

・木造（W）、鉄骨造（S）、鉄筋コンクリート造（RC）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）などで表記します。

複合構造の場合は、主要（過半）構造を記載します。

・規模は、階数と延べ面積で表記します。地階がある場合は「地階1階地上5階建」のように記載し、地階が無い場合は、単に「3階建」のように記載します。

・増築、改築、修繕等の業務の場合は、増改築等に係る面積を記載します。

エ 「業務内容」欄

- 業務内容は、「設計」「工事監理」「その他業務」の大区分を念頭に、具体的業務を記載します。
 - ・「設計」の場合、新築設計にあつては単に「設計」と、増築、改築、耐震補強等の設計にあつては、「増築設計」「改築設計」「耐震設計」等と記載します。
 - ・設計と工事監理を併せて委託を受けた場合は「(〇〇)設計及び工事監理」と記載し、工事監理のみの場合は「(〇〇)工事監理」と記載します。(※〇〇には増築、改築、耐震補強などと記載します。)
 - ・その他業務としては、「工事監督」「調査・鑑定(診断)・コンサルタント」「確認代願、定期報告」などと記載します。

オ 「期間」欄

- 期間は、建築主又は元請設計事務所から委託を受けた契約期間を記載します。工期延期があつた場合は、実際に業務を完了した日となります。

なお、契約前の協議、調整、提案など準備行為は工期に含みません。
- 事業年度がまたがるものについても、当該事業年度に業務を行つていれば、記載してください。

(第二面)

建築士事務所の業務の実績

[記入注意] 当該事業年度

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
京都府	共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建 延 1,000 m ²	設計及び 工事監理	平成20年 ～20.10
富山県	中学校	鉄筋コンクリート造 4階建 鉄骨造 1階建 延12,000 m ²	耐震調査 補強設計	H19. 2. 20 ～H20. 4. 30
石川県	店舗併用住宅	木造 3階建 延 235 m ²	設計及び 工事監理	H19. 10. 1 ～H20. 7. 10
富山県	専用住宅	鉄骨コンクリート造 3階建 延 500 m ²	設計及び 工事監理	H19. 8. 1 ～H20. 9. 1
富山県	事務所	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階 延7,600 m ²	修繕設計及 び工事監理	H19. 6. 25 ～19. 10. 30
富山県	病院	鉄骨造 4階建 延 600 m ²	増築設計及 び工事監理	H19. 6. 21 ～20. 12. 28

都道府県名のみ

構造は主要部の構造を、増築改築は当該面積を表記

増築、改築等が分かるように表記

直近のものから順次記入、期間は契約期間

建築確認上の用途

④ 記載の具体的方法

ア 具体的記載方法

- 一件の受委託契約において複数の建築物の設計等を行った場合は、次のとおり記載します。

例1 一契約で、一団の土地に複数の建築物を設計等した場合

① 一団の土地の4棟からなるマンションの新築

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
富山県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 延 8,500 m ² 地下1階 地上10階建	設計・工事監理	H19.10.5 ～ H20.9.30
		鉄筋コンクリート造 延 4,200 m ² 地下1階 地上6階建	〃	
		鉄筋コンクリート造 4階建 延 2,000 m ²	設 計	
		鉄骨造(駐車場棟) 3階建 延 1,500 m ²		

※ 一群のマンションは、まとめて記載可。

小規模附属建築物は省略可（以下同）

② 一団の土地の2棟からなる工場の改築設計+工事監理

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
富山県	工場	鉄骨造(工場棟) 2階建 延 12,000 m ² 木造(事務所棟) 2階建 延 280 m ²	改築設計及 び工事監理	H19.6.30 ～ H19.11.30

※ 一事業所の複数建築物群は、まとめて記載可。

例2 一契約で、複数の土地に複数の建築物を設計等した場合

① 離れた土地のマンションの新築設計+工事監理

(一箇所は2棟、もう一箇所は1棟の場合)

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
富山県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 6階建 延 3,000 m ²	改築設計及 び工事監理	H19.6.30 ～ H19.11.30
		鉄筋コンクリート造 3階建 延 900 m ²		
富山県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 10階建 延 8,500 m ²	改築設計及 び工事監理	H19.6.30 ～ H19.11.30

※ 建築場所が離れている場合は、それぞれ行を変えて記載。

一敷地のマンションは、まとめて記載可。

② 一箇所、一団の建売住宅地等に、木造2階建8棟を設計した場合

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
富山県	戸建住宅	木造 2階建 100～135 m ² 計 8棟	設 計	H19.6.30 ～

				H19.11.30
--	--	--	--	-----------

※ 連続した一団の住宅地（連坦した区画など）での複数の木造2階建（在来、2×4、壁工法等）は、まとめて記載可。

③ 場所の離れた二箇所の建売住宅地に、木造2階建を3棟と5棟の設計及び代願した場合

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
富山県	戸建住宅	木造2階建 各90～110㎡ 計3棟	設計・代願	H19.6.30 ～ H19.11.30
富山県	戸建住宅	木造2階建 各90～110㎡ 計5棟	設計・代願	H19.6.30 ～ H19.11.30

※ 離れた住宅地での複数の木造2階建は、住宅地ごとにそれぞれ行を変えて記載。

例3 場所の離れた二箇所の建売住宅地に、木造2階建、木造3階建、鉄骨造3階建を混合で設計監理した場合

（一箇所は、木造2階1棟、木造3階2棟、鉄骨造3階2棟

他の一箇所は、木造2階2棟、木造3階3棟、鉄骨造3階5棟）

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
富山県	戸建住宅	木造2階建 100㎡ 木造3階建 120～140㎡2棟 鉄骨造3階 140～150㎡ 2棟	設 計	H19.6.30 ～ H19.11.30
富山県	戸建住宅	木造2階建 130㎡ 2棟 木造3階建 120～140㎡3棟 鉄骨造3階 140～150㎡ 5棟	設 計	H19.6.30 ～ H19.11.30

※ 離れた住宅地での複数の建築物の場合、①場所ごとで行を変える、②木造2階、木造3階、鉄骨は、構造ごとにまとめて記載可。

例4 病院の増築設計と耐震調査を行った場合

（増築は鉄骨3階建、増築面積300㎡、調査は本館RC10,000㎡）

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
富山県	病 院	鉄骨造 3階建 増築 300㎡	増築設計	H20.2.15 ～ H20.4.30
富山県	病 院	鉄筋コンクリート6階建 10,000㎡(耐震コンサル)	耐震調査	H20.2.15 ～ H20.4.30

※ 増築設計の場合は、増築に係る面積を、改修の場合は改修面積を記載。

業務対象と内容が異なる場合は、2行で記載。

⑤ 報告すべき業務実績が皆無の場合

ア 当該事業年度中に、報告すべき業務実績が皆無の場合は、一行目の「建築物所在地都道府県」欄に「業務実績なし」と記載します。
(業務実績が無い場合でも、第二面の添付省略はできません。)

(3) [所属建築士名簿：第三面]

① 記載対象

当該事業年度に事務所に所属した全ての建築士を記載します。

(事業年度途中退職の建築士及び事業年度途中採用の建築士なども含めて記載してください。なお、年度途中で退職した場合は、退職年月日を記入してください。)

② 各欄の記載事項

ア 管理建築士である場合は「一級建築士・二級建築士・木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨」欄の下段に「管理建築士」と記載します。

イ「登録番号」は、建築士免許証の登録番号を記載します。

ウ 二級建築士及び木造建築士である場合は、免許を受けた都道府県名を当該欄に記載します。

エ「建築士法第22条の2第1号から第3号に定める講習のうち直近のものを受けた年月日」は、建築士の定期講習を受講した直近の年月日を記載します。

オ 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合には、その旨を当該欄に記載します。

カ 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号を当該欄に記載します。

キ「建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日」は、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の定期講習を受講した直近の年月日を記載します。

報告年度に所属した全ての建築士を記載します

所属建

平成18年12月20日に公布された新建築士法では、建築士事務所に属する建築士は、3年ごとに定期講習の受講が義務付けられました。直近のものを受けた年月日を記載します。

- 22条の2第1号：一級建築士定期講習
- 第2号：二級建築士定期講習
- 第3号：木造建築士定期講習

氏名	一級建築士 二級建築士 又は木造建築士 の別及び管理士 である場合は、その旨	登録番号	登録を受けた都府県名 (二級建築士は 造築の場合)	の号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	士又は設備設計一級建築士である場合には、その旨	一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
富山太郎	一級 管理建築士	123456		2			
富山花子	一級	234567		21.2.28	設備設計 一級建築士	8888	21.5.1
雷鳥三郎 (20.1.15 退社)	二級	23456	富山県				
雷鳥四郎	木造	9999	東京都	21.2.28			

- 22条の2第4号：構造一級建築士講習
- 第5号：設備一級建築士講習

年度途中で退職した場合は、その旨

計	一級建築士	...2...名
	二級建築士	...1...名
	木造建築士	...1...名
	構造設計一級建築士	...1...名
	設備設計一級建築士	...1...名

(4)〔所属建築士の業務の実績：第四面〕

① 記載すべき実績の範囲

ア この様式での報告は、所属する各建築士がどのような建築物の設計等を行ったかの業務実績を情報公開していくためのものです。

従って、建築士事務所の業務の実績(第二面)に記載した業務について、どの所属建築士が行ったかが分かるように記載する必要があります。

イ 建築確認申請書の「設計者」欄の「代表となる設計者」となっている建築物案件は無論、当該設計に関与した「その他の設計者」として名を連ねている建築士は、当然にこの建築士別業務報告の対象となります。

ウ 記載は、設計及び工事監理を中心とし、その他の業務としての「建築工事の指導監督」、「建築物に関する調査、鑑定」「代願」などの記載は、省略して差し支えありません。

② 各欄の記載事項

ア 記入方法は、所属建築士ごとに、当該事務所におけるものに限って、直近のものから順次記載します。期間は、契約期間を記載します。

イ 一の建築物について、例えば意匠設計をA建築士、構造設計をB建築士、設備設計をC建築士が行った場合は、ABCそれぞれの建築士の実績として当該建築物について記載し、「業務内容」欄へ「設計及び工事監理(構造)」等と、それぞれの建築士が受け持った分野を()書きで表記します。

ウ 「建築物所在地都道府県」から「期間」までの各項目の記入方法は、〔建築士事務所の業務の実績：第二面〕と同じです。

エ 当該事業年度中に、報告すべき業務実績が皆無の場合は、所属建築士の氏名のみ記載し、「建築物所在地都道府県」欄に「業務実績なし」と記載します。

(業務実績が無い場合でも、第四面の添付省略はできません。)

(第四面)

所属建築士の業務の実績

業務分担した場合の
形態が分かるように

所属建築士の氏名	建築物所在地都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
新宿太郎	東京都	共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建延700㎡	設計及び 工事管理	H19.8.1 ~20.1.10
富山太郎	富山県	中学校	鉄筋コンクリート造 4階建 鉄骨造 1階建 延12,000㎡	耐震調査	H19.12.20 ~H20.4.30
富山太郎	富山県	事務所	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階 延7,600㎡	修繕設計 及び工事 監理	H19.6.25 ~19.10.30
富山花子	富山県	中学校	鉄筋コンクリート造 4階建 鉄骨造 1階建 延12,000㎡	補強設計	H19.12.20 ~H20.4.30
富山花子	富山県	専用住宅	鉄骨コンクリート造 3階建 延500㎡	設計及び 工事監理	H19.8.1 ~H20.9.1
富山花子	富山県	事務所	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階 延7,600㎡	修繕設計及 び工事監理 (構造)	H19.6.25 ~19.10.30
富山花子	富山県	病院	鉄骨造 4階建 延600㎡	増築設計 及び工事 監理	H19.6.21 ~20.12.28
雷鳥四郎	石川県	店舗併用 住宅	木造三階建 235㎡	設計及び 工事監理	H19.10.1 ~H20.7.10

(5) [管理建築士による意見の概要：第五面]

ア 建築士法第24条第3項の規定により管理建築士が事務所開設者へ意見を述べた場合は、当該事業年度の直近のものから、順次その意見の概要を記載する。

イ 第五面は、管理建築士と建築士事務所の開設者が異なる場合で、かつ管理建築士が建築士事務所の開設者に対し、建築士法第24条第3項の規定により意見を述べた場合に記載します。該当しない場合は、報告書の右上から、左下に斜線を引いてください。

ウ 当該事業年度中に、記載すべき実績が皆無の場合は、一行目の「管理建築士氏名」欄に「実績なし」と記載します。

(実績が無い場合や、該当しない場合でも、第五面の添付省略はできません。)

(第五面)

管理建築士による意見の概要

[記入注意]

当該事業年度における直近のものから順次記入してください。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
富山 太郎	A社本社ビル改築について、富山県景観条例に基づき屋外広告が同社イメージカラーの使用が出来ないので、広告設置及びデザインについて、施主の了解を得るよう意見を述べた。	平成20年4月1日
富山 太郎	建築士法の改正により、所属建築士は3年ごとに定期講習の受講が義務付けられたため、他の建築士が受講するよう意見を述べた。	平成20年11月28日

(第五面)

管理建築士による意見の概要

[記入注意]

当該事業年度における直近のものから順次記入してください。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日

管理建築士と建築士事務所の開設者が同一の場合は、斜線を引く。